

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和1年9月26日(2019.9.26)

【公表番号】特表2018-530638(P2018-530638A)

【公表日】平成30年10月18日(2018.10.18)

【年通号数】公開・登録公報2018-040

【出願番号】特願2018-508158(P2018-508158)

【国際特許分類】

C 08 G 63/676 (2006.01)

C 09 J 167/06 (2006.01)

C 09 J 11/08 (2006.01)

C 09 J 7/38 (2018.01)

【F I】

C 08 G 63/676

C 09 J 167/06

C 09 J 11/08

C 09 J 7/38

【手続補正書】

【提出日】令和1年8月9日(2019.8.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも2つの異なる二塩基酸残基と、

少なくとも2つの異なるジオール残基と、を含むポリエステルであって、

前記ポリエステルは、アルケニル基を含有する少なくとも1つのペンドント基を含み、

前記ポリエステル中の、前記少なくとも1つのペンドント基の総数の、エステル基の総数に対する比は、0.001～0.1の範囲であり、

前記ポリエステルは、ガラス転移温度が-50～-10の範囲であり、かつ

前記ポリエステルが感圧接着剤である、ポリエステル。

【請求項2】

前記少なくとも2つの異なる二塩基酸残基が、前記少なくとも1つのペンドント基を含む、請求項1に記載のポリエステル。

【請求項3】

前記少なくとも2つの異なるジオール残基が、前記少なくとも1つのペンドント基を含む、請求項1に記載のポリエステル。

【請求項4】

前記少なくとも2つの異なるジオール残基が、前記少なくとも2つの異なるジオール残基の総モルを基準として、0.1～10パーセントのトリメチロールプロパンモノアリルエーテルの残基を含む、請求項1に記載のポリエステル。

【請求項5】

前記アルケニル基がアリル基である、請求項1に記載のポリエステル。

【請求項6】

前記アルケニル基がアリルオキシ基である、請求項1に記載のポリエステル。

【請求項7】

前記少なくとも 2 つの異なる二塩基酸残基が、少なくとも 1 つの芳香族ジカルボン酸の残基を含む、請求項 1 に記載のポリエステル。

【請求項 8】

前記少なくとも 1 つの芳香族ジカルボン酸の残基が、イソフタル酸、フタル酸、テレフタル酸、ビ安息香酸、及びナフタル酸のうちの少なくとも 1 つの残基を含む、請求項 7 に記載のポリエステル。

【請求項 9】

前記少なくとも 2 つの異なる二塩基酸残基が、イソフタル酸、フタル酸、テレフタル酸、ビ安息香酸、及びナフタル酸、アジピン酸、及びセバシン酸のうちの少なくとも 2 つの残基を含む、請求項 1 に記載のポリエステル。

【請求項 10】

前記少なくとも 2 つの異なるジオール残基が、エチレングリコール、1,6-ヘキサンジオール、1,4-ブタンジオール、ネオペンチルグリコール、及び 1,4-シクロヘキサンジメタノールのうちの少なくとも 2 つの残基を含む、請求項 1 に記載のポリエステル。

【請求項 11】

請求項 1 ~ 10 のいずれか一項に記載のポリエステルを含み、かつ 1 ~ 60 重量パーセントの粘着付与剤を更に含む、感圧接着剤組成物。

【請求項 12】

請求項 1 ~ 10 のいずれか一項に記載のポリエステルを少なくとも部分的に硬化させることにより調製可能な、架橋ポリエステル。

【請求項 13】

少なくとも 2 つの異なる二塩基酸残基と、
少なくとも 2 つの異なるジオール残基と、を含む架橋ポリエステルであって、
前記架橋ポリエステルは、ガラス転移温度が -50 ~ -10 の範囲であり、
前記架橋ポリエステルは、架橋密度が、ゲル百分率試験による測定で 35 パーセント未満であり、かつ
前記架橋ポリエステルは感圧接着剤である、架橋ポリエステル。